

三河港 輸出入コンテナ助成金制度

貨物利用運送事業者様向け

三河港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う企業に対し
助成金を交付します

対象期間

新規荷主:令和3年3月1日～令和4年2月28日

継続荷主:令和3年1月1日～令和3年12月31日

(ただし、予算の限りあり)

実施主体:三河港振興会

助成金制度3つのポイント

令和2年度より

1 **1TEUあたり5千円を助成**

令和2年度より

2 **最大100TEU/年度まで助成**

令和2年度より

同一コンテナ貨物について

3 **実荷主との重複申請が可能**

【助成金制度の概要については裏面をご覧ください】

【お問合せ先】 三河港振興会事務局
豊橋市神野ふ頭町3番地の29 ポートインフォメーションセンター2F
TEL:0532-34-0130 FAX:0532-34-0172 E-mail: mppa@swan.ocn.ne.jp

【用語の定義】

- 荷主：船荷証券に記載された荷送人又は荷受人であって、国内に事業所を有するもの。
フォワーダー（貨物利用運送事業者）を含む。
- 県外貨物：輸出貨物のうち愛知県外においてバンニング（コンテナへの貨物積み込み）または輸入貨物のうち愛知県外においてデバンニング（コンテナからの貨物積み出し）したもの。
- 農林産物：財務省貿易統計の輸出統計品目表において第2部第7類、第8類及び第9部第44類に分類されるもの

【助成制度の内容】

a. 新規荷主様向け ～新たに三河港を利用される企業の皆様へ～

- 対象：以下の①～③のいずれかに該当する企業
 - ① 定期航路を利用して新たに輸出入を行う荷主
 - ② 他港から切り替えて輸出入を行う荷主
 - ③ 輸出入実績のない港と定期航路を利用して輸出入を行う荷主
- 助成額：1 TEUあたり5,000円
- 上限：100TEU/年度 交付開始年度を含めた最大3年度間
- 助成対象期間：令和3年3月1日～令和4年2月28日まで（ただし、予算の限りあり）

b. 継続利用荷主様向け ～三河港をご利用中の企業の皆様へ～

- 対象：三河港の定期航路を利用した令和2年のコンテナ貨物の輸出入取扱量が30TEU以上の荷主で、令和3年の輸出入取扱量が前年実績を1 TEU以上上回った荷主。
- 助成額：1 TEUあたり5,000円（前年を上回った貨物量のみを対象とする）
- 上限：100TEU/年
- 助成対象期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日まで（ただし、予算の限りあり）

上記a.及びb.の重複申請は不可とする。

**※令和3年度より、申請書の代表者印欄の押印廃止
電子データ（Eメール）による申請も可
➤ 送付先：mppa@swan.ocn.ne.jp（三河港振興会事務局）**

【提出期限】

荷主区分	提出書類	提出期限
新規荷主	申請書（様式第1号）、その他会長が必要と認める書類	令和4年3月15日（都度申請も可）
継続荷主	申請書（様式第1号）、実績報告書（様式第2号）、その他会長が必要と認める書類	令和4年1月31日

利用運送事業者様向け 三河港 輸出入コンテナ助成金 該当荷主フローチャート

スタート

凡例

→ ...はい
.....→ ...いいえ

初めて三河港を利用する

新規荷主

令和元年度または令和2年度に新規荷主として助成金制度を利用した

新規荷主
(2年目、3年目)

令和3年度に他港から三河港へ切り替えて輸出入を行った

新規荷主

令和3年度に今まで取引がない港を使って輸出入を行った

新規荷主

令和2年度の実績が30TEU以上ある

継続荷主

権利無し